

質問及び回答書

質問日：令和8年3月26日

案件名	消防ポンプ自動車（非常備）
-----	---------------

No.	質問事項	回答
1	<p>法規制によるシャシのモデルチェンジに伴い、消防シャシは一般シャシより半年ほど遅れての生産開始となりシャシ発注から入庫までに従来よりも数か月遅くなっております。次回の大きな規制となるサイバーセキュリティ対応UN-R155の開始が2026年9月となっております。</p> <p>シャシメーカーは生産が回復しないままこの対応に追われており、現行車から新型車への切替が遅れております。</p> <p>上記シャシ入庫遅延により、今回使用するシャシの出荷が遅くなる見通しであり、入庫後のぎ装期間を鑑みると納入期限内の納車を約束できない状況です。受注者の責めに帰することができない事由により、年度繰越を想定した納期の延長を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>シャシ選定においては、仕様条件を満たし、納期までに納入可能なものを選定してください。</p> <p>契約締結後、受注者の責めに帰することができない事由により、納期内に物品を納入することができないことが明らかになったときは、高松市物品供給（総価契約）契約約款第7条に基づき、期限の延長を求めることができます。</p> <p>ただし、受注者の責めに帰すべき理由により納期を延長する場合は、履行期間延長承認申請書を提出していただき、高松市契約事務処理要綱第57条に基づき、遅延損害金を徴することとなります。</p>